

平成25年度 第1回平塚市下水道運営審議会 会議報告

1 日 時 平成25年7月29日(月)午後2時00分から午後3時40分

2 場 所 平塚市教育会館 中会議室

3 出席者

(1) 平塚市下水道運営審議会委員

野崎 審也、島 和俊、西ヶ谷 孝之、大津 岩雄、櫻田 敬、大伴 武靖、大野 明弘

雨宮 有子、神保 重五郎、秋山 博 以上10名

(2) 事務局

土木部長 石田 晃一

下水道経営課 課長 平井 悟、課長代理 市川 智之、主管 田村 洋介、主管 渋谷 直樹

主管 山口 主税、主査 後藤 伸一、主任 築山 幸司、主任 木戸 誠

主事 綿引 みゆき

土木総務課 課長 佐野 勉

下水道整備課 課長 磯村 正之、課長代理 勝俣 範康 以上13名

4 傍聴者 0名

5 内容

- 平塚市下水道運営審議会委員 委嘱式 -

土木部長の司会で進行し、下水道運営審議会の趣旨及び委員の任期を説明した。

(1) 委嘱状の交付

市長から、新委員11名(うち1名欠席)に委嘱状を交付した。

(2) 市長あいさつ

委員を快諾していただいたことへのお礼を述べたあと、下水道運営審議会は、平塚市下水道条例に基づき、本市の下水道の運営及び管理に関する施策を計画的に遂行するために委員をお願いするものであること、現在、下水道事業については、下水道施設の老朽化への対応や、東日本大震災以降の耐震化の促進等、改築更新を含めた、本格的な維持管理・経営が求められていること、そのため、将来にわたる安定的な下水道事業の運営には、経営状況と財政状況の明確化が求められていること等を説明した。(市長退席)

(3) 会長・会長代理の選出

各委員による自己紹介及び事務局の自己紹介の後、会長の選出については、下水道条例第15条第1項により、委員の互選となることを説明した。そして、選出について諮ったところ、委員から、委員の中で経験者であり前会長の島委員を推薦する旨の発言があり、他の委員からも異議がなく、島委員を会長に選出した。

続いて、島会長が下水道条例第15条第3項の規定に基づき、会長代理に西ヶ谷委員を指名した。

配付資料の確認を行った後、会長に審議会の開催をお願いした。

第1回平塚市下水道運営審議会

会長 ただいまから平成25年度第1回平塚市下水道運営審議会を開催します。本日は過半数の委員の出席があり、平塚市下水道運営審議会規則第4条第1項の定足数に達しておりますので本審議会は成立することになります。

なお、平塚市情報公開条例に基づき、本審議会は公開となりますが、本日傍聴者はございません。

では、さっそく会議に入ります。議題(1)「公共下水道事業の概要」について、事務局より説明願います。

議題(1) 公共下水道事業の概要について

事務局 下水道整備課勝俣課長代理が、資料「(1)公共下水道事業の概要について」に沿って説明した。

会長 何か御質問があればお願いします。

委員 資料の生活排水整備率の所で、生活排水処理施設整備構想は公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽で処理率100%を目指すもので、3つのどれかで行うという構想ですよ。24年度末の進捗人口と整備率がこの表ということですよ。そこで、合計の所の全人口259,640人に対し255,842人のこの差は何ですか。

事務局 公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽で平塚市にお住まいの方の生活排水を全て処理しましょうということで、平成24年度末に整備が終わっている人口が処理人口の所に書かれていて、その表を横に全部足すと合計の255,842人になります。これをカッコ内の全人口で割ると98.5パーセントになります。その差は、まだ整備されていない方、公共下水道や農業集落排水がまだ整備されていなかったり、汲み取り便所だったり、そういう方がその差になっています。

委員 ではほとんど整備できているということですね。

事務局 98.5パーセントが整備できていて、残りの1.5パーセントをこれからこの3つで整備していきます。

委員 全然整備する必要が無い地域というのはあるのですか。

事務局 それは合併処理浄化槽でということになります。公共下水道区域だと下水道管があり、土屋・吉沢だと農業集落排水というものがあり、その両方の区域に入っていない方は合併処理浄化槽でお願いしています。

委員 ということは、この差はあくまでもまだこの3つのいずれでも整備できていない人の数との差ということですね。整備率としては98.5パーセントということでもいいですね。

事務局 この3つの手法で整備されているのが98.5パーセントということです。

委員 公共下水道が一番多いのですよね。25万2千人で、そこが97.4パーセントで他が平均80数パーセントとか50数パーセントで、平均が98.5パーセントに上がるというのがよく分からないのですが。

事務局 整備率の分母は全人口になります。例えば農業集落排水は全人口で割ると0.9パーセントだけになります。そう書いた方が分かりやすいかもしれないですね。

委員 もう一つ、公共下水道を整備したのであれば、当然そのエリアの人にはつないでほしい

ですよ。でも、跡継ぎがいなくて、お金がないとか、そういう話もあると思います。平塚市の場合、補助制度はありますか。平塚は人口が多いので、整備したのにつないでくれないという人の人数にもよると思いますが、財政難だとは思いますが、そういう助成制度はありますか。何人くらい色々な理由で経済的だとかの理由でつないでもらえない人がいますか。

事務局 24年度実績で、未接続家屋4151件に対し訪問して、接続してもらうよう協力を仰いでいます。うち、接続できるようになってから3年以内に公共下水道に接続してもらえば、水洗化の助成や貸付あっせんという制度もあります。24年度は助成が102件、貸付あっせんが1件、制度を利用してもらっています。また、主に3年以上経過した家屋には、1年に1回訪問に回っております。

委員 6番目の整備率ですが、雨水整備は1時間降雨量51ミリに対応となっておりますが、この51ミリというのは、どういう基準で対応を考えていますか。

事務局 51ミリというのは、平塚市で統計を取った、過去の5年に1度程度の降雨ということで考えています。

委員 今、日本の各地で起きているゲリラ豪雨について、地球温暖化のこともあり、5年に1度くらいの統計をベースに考えるのはどうかと思います。今朝のテレビでも、山口県や島根県では70ミリを超えて、また100ミリを超えている所もありました。これはもう今までの基準では考えられないということです。平塚市は平坦地なので過去の歴史を百年千年ひも解かないと、ということになるかもしれませんが、本当にゲリラ豪雨の事を考えなければ大変なことになるのではないのでしょうか。前に東部ポンプ場がパンクした事がありますが、それも含めて、もう一度雨水対策の基準をどこにおくか考えて欲しい。51ミリの対応というのが本当に5年の統計でよいのか心配です。

もう一つは、紅谷町の駅周辺の臭いが気になります。市街地の公共下水道の考え方は長期的なビジョンでやらないといけないと思いますが、その辺の考えは何かありますか。現状のままか、計画・対策に長期的な考えを持っているかお聞きかせ下さい。

事務局 51ミリの関係ですが、雨水整備について、汚水整備もそうですが、国庫補助事業という事で進めてきています。全国的に、整備水準として5年確率の降雨でやっており、平塚では51ミリということでやっていますが、市によっては例えば川崎では52ミリというように若干の数字の差はあります。ただ、今のお話のとおり、昨今のゲリラ豪雨対策ということで、既存の施設を使いながらそれを補完する施設はできないかということで検討を進めております。

また、紅谷町の中心市街地の所について、平塚市には分流地区と合流地区があり、中心市街地は早くから下水道整備が行われたということで、合流式の下水道が整備されています。合流式は汚水と雨水を一つの管で処理するということになり、雨水の排除となると柵を道路上に設置することになりますので、その柵から臭いが出るということになってしまいます。市としてはできるだけ臭いを無くしたいということで、補助的な設備として防臭リングという管に吹き流しのビニール製のものをつけたりして臭いを少しでも防いだり、また柵自体にも駅前の中心市街地の所では、アルミの製品をグレーチングの上にかぶせて、雨が降ったときに雨の勢いで蓋が開くような施設も工夫しながら取り入れています。今後も臭い等の関係

では、様々な方法で解消していきたいと考えています。

委員 ぜひお願いします。

委員 先ほど6番の整備率の所で質問がありましたが、5年確率というのは何年度から5年なのですか。10年前くらいの5年なのか直近の5年なのか、それによって51ミリという数が変わってくると思います。その意味で、26年度以降の整備ということであれば、一番直近の数値で行ったのでしょうか。

事務局 5年に1度1時間に51ミリくらいの雨が降るということでの5年確率という話ですが、平塚市が下水道計画を立てた時に24年間のデータで1時間に51ミリというのを出しています。

委員 だから今の対応に合わないというのは、結局は統計の取り方が過去のもので、継続してずっとやってきているという所に大きな原因があるのではないのでしょうか。

事務局 浸水対策を考慮して、委託により平塚市の51ミリというのが現実とどうなのかという検証も2年前にも行いました。51ミリというのは直近の年は入っていませんが、現状の雨は、平塚市では10年に1回の雨相当になるという結果は得られており、確かに実際に20分で1時間100ミリに相当する大雨が降ったことはありますが、トータルで考えた場合は、51ミリが妥当だと考えています。

委員 その他に、資料の1ページ目に公共下水道の設置・管理について、都道府県がこれを行うことができるという事が書いてありますが、神奈川県では一市町村ではなく県でやっているという市はどこにありますか。

事務局 基本的に雨水ではありません。汚水では、流域下水道ということで他市にまたがるものを県が代替えして行ってくれるのはあります。雨水は、基本的に2市以上にまたがれば、県や国の河川等になっています。汚水はそれぞれ流域下水道、また単独下水道もありますが、2つを連携して行っているというところもあります。

委員 もう一つ、5の実施事業について、分流化並みの水質というのを合流改善事業で行うというのはどういう意味ですか。もう少し詳しくお願いします。

事務局 合流区域では、生活排水と雨水と一緒に流れてしまいます。分流区域は、雨水は雨水だけ、汚水は汚水だけで、分流式の汚水は処理場に行ってしまうので問題ありませんが、合流式の方は生活排水が雨水に交じってしまい、大雨の時は川に放流される事になり、それが非常に汚いということです。そのため、合流区域の汚い水を川に流してしまうと、川が汚れてしまうので、その川に出る所の水質は分流の雨水が出るのと同程度の水質にしなければという基準があるということです。要は、BODといった基準がありますが、その水質が合流区域も分流区域も川に出る所ではほぼ同じになるようにしなければという事です。生活排水は汚いですが、それに対して、今日のように雨がたくさん降ると、水の量が増えてきますが、ある程度増えてくると汚い水が川に出てしまいます。そこが一番濃くて汚い水なので、川に出てしまっていた水を貯留管で一時貯めておき、ある程度雨水が増えてくると汚水も薄まってきますので、そうすると分流化の雨水と同じような水質になるのでそうなれば川に流します。汚い水は貯めておいて、晴れた日に処理場に流すというかたちです。

委員 そのために貯留管をやっているのですね。分かりました。

あと、耐震化の問題ですが、耐震化と長寿命化、これがもともと長寿命化というのが古

い管を長持ちさせるということは、古い管は耐震化もやらないといけないと思いますが、長寿命化はイコール耐震化に入るのではないのでしょうか。

事務局 耐震化というふうに我々が考えているのは、あくまでも物資等を運ぶ緊急輸送路についてを耐震化と考えています。ただ、結果的に行うのは内面をライニングと言って管の中を新しく固めるということが主な方法となりますので、結果的に、計算すれば、それが耐震化につながるという可能性は大きいです。

委員 国道1号は重要な物資の輸送路なので災害でも通れないといけないということで耐震化といいますが、普通の管渠も全て耐震化をしていかないといけないと思います。特に、液状化を起こすところなどは耐震化しないと被害が出てしまいます。そう意味からすれば、耐震化と長寿命化の分け方が理解できない。重要な輸送路の所は耐震化で、そうでない所は長寿命化というのは疑問です。

事務局 国の補助の施策の中で耐震化と長寿命化と2つの施策があります。ただ、例えば長寿命化であっても結果的には耐震化をすることになります。意味的には同じ、両方を兼ね備えることにはなりますが、国の施策では片方は耐震化、片方は長寿命化と言っています。平塚市で採択されている国道1号や、これから申請する国道129号といった緊急輸送路については耐震化の施策で対応していこうということで、枝の生活道路については長寿命化という方法でやっていきたいと思いますという区分になっています。

事務局 平塚市としても耐震化しなければならない管の取捨選択をしなければならず、耐震化を一番先に進めなければならないのは、緊急輸送路の中でも国道1号が物資輸送の要になるので、耐震化されていない平塚市の下水管が原因で物資の輸送が止まってしまっただけではないので、まず一番最初に国道1号の車道の耐震化をやりますということをここで打ち出しています。ただ、おっしゃるように生活排水の入る下水管が地震によって使えなくなるのは困るので、順次やっていかななくてはならないのは事実です。ただ、これだけ多くの管を耐震化しなければなりません、一度には出来ませんので、優先順位としてまずは国道1号、次に129号をやっていくことになります。

また、長寿命化では管をライニングしていくという話がありましたが、管をライニングするというのは、下水管は、短い管が接続されているのがライニングによって一本の管になりますので、マンホールからマンホールまでがライニングの管として内面がつながることになります。これが耐震化には有効ということが分かっていて、長寿命化をしている一般的な管がイコール耐震化も済んでいると解釈できるようになってきています。

委員 国道1号の耐震化というのは、古い管を取り換えるのですか、それとも今の話のライニングですか。

事務局 両方あります。例えば大きなボックスカルバートというのが合流式では入っており、ライニングではもちません。

委員 基準を満たしていれば、どちらか経費とかを考えてということですか。

事務局 安価なのはライニングの方なので、基本はライニングを採用します。ただ、ライニングで持たない場合は上から掘って作り直すしかありません。四角でも丸でも下水道管渠は、コンクリートが弱くなるのは中身の方なので、マンホールから樹脂製の被膜を順にらせん状に巻いていくことができます。今までざらざらしていたコンクリートの中身がライニン

グによって一体となって流れやすくなって強度が増して、それが長寿命化にも耐震化にも効果があるということで全国的にやっています。

委員 合流式の幹線区域があるということですが、分流式の形態への見直しはされていないのですか。

事務局 平塚市では360ヘクタールくらい、JRの北側と南側で合流区域があります。最初に、完全分流化というのがあり、基本的には選択肢の一つではある。しかし、国の決め事として、合流改善は平塚市だと平成25年度末までに完了させなさいということが下水道法施行令で決まっています。だいたい100キロメートル程ある合流管を分流管にするにはまた別の管を100キロメートル程入れなければなりません、それを施行令ができてから10年間でやりなさいということで、それが平成25年度ですが、10年間で100キロの管を敷設するには2百数十億円かかります。時間的にも計画的にもそれは難しいです。分流化にしなくても、同等の効果が持てるように、先ほどお話しした貯留方式や、またその他にも方式はありましたが、平塚市に一番適した合流改善方式はこの貯留管方式で、短期で出来るということもあり、また、金額も一番安いということもあり平塚市はこれを選択して行ったということです。また、分流化並みについても雨水の水質と同じになるというのが結果的に表れますので、分流化して雨水管をもう一本入るのと同じ効果があり、この事業が終わって効果が表れた場合、別の管を入れて分流化するという考えは今のところありません。

委員 下水処理場の処理からすれば、合流化より分流化の方がいいはずで、合流化だとそれだけの負荷がかかるわけですから、その辺も含めての検討をしたと思いますが、茅ヶ崎の南湖幹線は切り替えてますよね。

事務局 茅ヶ崎は貯留管がメインでやっています。

委員 分流化並みの水質というのはどのくらい綺麗なのですか。

事務局 平塚市が目指しているのは、四之宮の処理場で下水を処理した後に放流している水質の10mg/lに合わせるの難しいですが、一般的に水質として許可が出るのは、法令上、BODは平成26年3月までが70mg/l、それ以降は40mg/lなので、そこにしようということで行っています。なので、四之宮の処理場からの放流水に比べると汚いということになりますが、法令上の基準には適合しています。

委員 見た目は透明ですか。大腸菌等がないような。

事務局 大腸菌は塩素噴霧などをしなくてはならないので、生活排水が川へ出る所では無理です。

委員 例えば金魚が住めるとか。

事務局 そうです。

委員 相模川の本線の所のBODとかCODがどれくらいで、下水が流れ出る場所がどれくらいでと言ってもらえると非常に分かりやすいと思います。

事務局 法令で決められている水質なので、それが川を汚す水質基準になっているということはないので、川の方が汚いことになります。

委員 相模川は雨が降らなければ素晴らしい水質で、BODも少ないですよ。

委員 文字を読む限り、下水処理場での処理をしなくても済む水質で出すということではないのですか。雨が降った時に汚い水を貯留管の中に貯めておく。そして処理しなくても大丈夫

夫な水質の水を直接川に流す。汚いものは貯めて徐々に処理場で処理していくということですよ。

事務局　　そういうことです。

事務局　　言い換えれば、雨水だけが川へ流れていくというイメージをもってもらえればよいと思います。

委員　　大腸菌というのは、土壌の中にいっぱいいますので、人間の糞便からも含めて大腸菌なので、まったく自然界にいないものではないので、大腸菌は出てしまいます。

委員　　処理場からの排出される水は、雨と同じくらいの水質の水ということですか。

事務局　　雨水は道路の表面を流れるので決して綺麗ではありません。

委員　　空から降ってくる雨と比べてはどうですか。

事務局　　そこまでの水質にはなりません。

会長　　他に無ければ、続きまして、議題(2)「公共下水道使用料の改定」について事務局より説明願います。

議題(2) 公共下水道使用料の改定について

事務局　　下水道経営課田村主管が、資料「(2) 公共下水道使用料の改定について」に沿って説明した。

会長　　何か御質問があればお願いします。

委員　　5ページ目の所で説明がありましたが、資本費が平成26・27・28年度で徐々に減っていくというのは、ここに書かれている通り、市債の元利償還金がまさに少なくなっていくということですよ。

事務局　　その通りです。

委員　　あと維持管理費が減っていくというのは、設備負担の管理費も徐々に減っていくということですよ。

事務局　　そういうことです。この3年間に關しては、維持管理費は減っていきます。資本費、償還金の部分ですが、ピークを超えたということがありますので、年々下がっていく傾向になってきているということは事実です。

委員　　経費回収率が95.7パーセントとか97.1パーセントとか下がっていますが、徐々に回復していくということで料金の引き上げの必要はないだろうという推測をしたという理解でよろしいですね。

事務局　　その通りです。

事務局　　資料にありますように、消費税についてもまだ入る入らないとか時期の問題とかもありますし、また、元利償還金については、金利が大きく影響しますので、アベノミクスにより、また上がっていく傾向になるとまた違った傾向になるので、気を付けて行かなければならないのは事実です。

事務局　　平塚市の使用料の見直しは基本的には3年に1度行いましょうということで、今回、3年目の見直し時期になります。毎年どういう経済状況にあるかを把握しきれていないところもありますので、検証につきましては毎年行い、委員の皆様にご報告させていただきたいと思っております。

委員 市の色々なものを3年に1度見直すというのは根拠としては何で決めていますか。

事務局 全庁的には、法令で決まっているわけではありませんが、財政部局との協議により3年に1度のサイクルというのが過去にありまして、その都度経済的な状況が変われば毎年やっていますが、使用料をもらっているものについては3年ベースということを知っています。

委員 市の中の財政当局の主導したルールで見直すよということですね。必要なものは見直し、必要が無ければ見直さないということですね。

会長 他に無ければ、続きまして、議題(3)「下水道事業地方公営企業法適用」について事務局より説明願います。

議題(3) 下水道事業地方公営企業法適用について

事務局 下水道経営課田村主管が、資料「(3)平塚市下水道事業地方公営企業法適用基本方針の策定について」に沿って説明した。

会長 何か御質問があればお願いします。

委員 県の水道営業所は、全部適用でやっています。今の説明で、行政関係の職員や議員の方々には分かると思いますが、一般会計と特別会計と企業会計の違いが一般には分かりづらいので、そこを分かり易く説明した方がいいと思います。今の話だと、まるで一般会計が古いように聞こえてしまいます。

今回の一部適用は財務面だけですが、一般会計の中で、特別にこれをやろうというのは特別会計を作り、今の下水道がそうですが、要するに一般会計と特別会計は歳出だけ考えておけばよく、歳入は財政部局が税金等全てを処理しています。もちろん国庫補助の申請等は事業部局で行いますが、どこに財源を充てるかのルールはあり、一般会計と特別会計は、今は厳しい時代なので歳入も意識しなければなりません、基本的には歳出の方を考えるのが主になります。一般会計の中の特別な事業を一個の会計でやるというのが特別会計で、今の平塚市の下水道事業はこれでやっています。

今度企業会計になると、財務的なものだけ企業会計の一部適用でやるということなので、自分たちがどれだけ資産を持っているかを、今はどちらかという歳出だけを意識していますが、今後は企業と同じように全て把握する必要があります。今、県水道は全部適用なので、退職金や給料まで全部、何でどれだけ稼ぐか、ほとんどが水道料金で頂いて、あとは新しい施設ができると加入金といって最初にお金をもらう訳です。

今の説明だと、まるで特別会計では経営状況の明確化とか説明責任はどうなの、というように聞こえなくもないと思います。なぜ平塚市は一部適用で、やはりどうしても財務面で明確化して経営責任を持ってということですか。それとも、総務省が何か義務化したのですか。そういうのがあればどうしてもやらなければならないと思いますが。

事務局 まず、国の動向ですが、だいぶ前から国の方で、地方公営企業法の適用について下水道事業を入れるか入れないかという検討をずっとしていました。ここで下水道事業も水道事業と同じように法の適用の範疇に入れるということも考えられていましたが、未だにその結論には至っていないということで、先ほど委員さんが言われたように、それが公営企業法の適用になれば、無条件で下水道事業も企業会計となります。しかし、公営企業

法の適用になった場合、これだけの資産調査を行うのに2～3年の期間がかかることなので、こういう動きが見えているので、事前に早く手を挙げようということです。また、全国各市を調査すると、導入の検討をしている所が大分増えてきているというのが現状です。

あと、説明責任、財務分析、なぜ一部適用なのかという所ですが、地方公営企業法には全部適用と一部適用がありますが、水道局の場合は全部適用でやっています。全部適用になると組織が大きな問題で、市で言うと職員課のような人事を管理する部門が必要になってきます。

委員 スケールメリットの方を考えた方がいいですね。

事務局 あと、下水道部門だけの会計を審査する会計部局も必要になり、組織体制がまるっきり変わり、また、今は市長をトップにやっていますが、新しく代表となる事業管理者を選び、今の市民病院のような組織化が必要になります。そういった面を考えると、一部適用で十分財務書類が出ますので、繰入金や使用料がどのように使われているかを分析するに当たっては財務部分だけで十分な書類があり、民間と同じような比較についてはその財務書類でできますので、一部適用でやっています。

事務局 総務省の方針で地方公営企業法の適用が変わってしまうと、時間的に間に合わなくなる可能性があります。

委員 方針が変わっても、経過措置を設けると思いますが、3年とか5年とか。ただ、色々な経緯があってこれをやろうということなので、特に財産の評価とかすごくいいことですね。

事務局 どうやって市民の皆様に分かりやすく説明するかが一番悩みどころで、なるほどこういう風にすることでいいことがあるんだなというところを、どうやって説明できるかということをもう少し研究していきたいと思っています。

会長 法適化は28年からですね。研究みたいなもので、移行できる体制にしておいて、その時の状況で改めてどうするか判断するのがよいのではないのでしょうか。確かにアカウントビリティとか効率化という意味では役に立つと思います。一部適用ですからそれほど大きな問題は無いと思います。

委員 よく、石原前都知事が、日本の行政は単式簿記だが、世界のどこでも単式簿記をやっている所は無いと話していましたが、ある程度会計が分かってくると、やはり複式簿記にしなければいけないのかなというのは石原前都知事の考えでしきりに話していましたが。あとは支出だけ考えればよいのか、収入は何も分からないじゃないかとよく言われますが、その辺の所が明確になるということを市民の皆様にもうまく説明できればと思います。難しいかとは思いますが。

会長 他に無ければこれで下水道運営審議会を終了します。

以上、会議報告の内容について、相違無いことを確認しました。

平成26年(2014年) 月 日

平塚市下水道運営審議会 会長